

新型コロナウイルス感染症に関連する登校停止措置基準・期間の変更について

COVID-19 の罹患者は、現在も全国で 1 週間に人口 10 万人あたり 200 人程度発生しており、発生状況に注意しながら感染予防策の継続が必要な状況です。今後のウィルス株の変異の動向に留意する必要がありますが、最近の変異株は免疫を回避する能力は高まっているものの、重症化の徴候は指摘されていません。ただ、感染すると、症状の持続期間はインフルエンザよりも長く、罹患後の種々の後遺症が指摘されています。また、感染性が高まっていることから高齢者施設、医療機関ではクラスターの発生が少なくありません。

油断することなく、感染予防に努めてください。手指消毒の徹底、適切な状況でのマスクの着用が重要です。

これまでの COVID-19 に関する知見、経験を踏まえ、4 月 1 日から COVID-19 に関連する登校停止措置基準及び停止期間の変更を行いません。

以下の 1)、2) の場合は登校停止(授業の対面での受講、実習参加、業務のための出勤等が不可)になりますので、保健室に連絡をして、登校停止期間の指示を受けて下さい。

- 1) 学生・教職員本人に体調不良(発熱、咽頭痛、咳嗽、頭痛、倦怠感、胃腸症状等)を認めた場合は登校しないで、所属キャンパスの保健室に連絡してください。
- 2) 学生・教職員本人の罹患が判明した場合は所属キャンパスの保健室へ連絡してください。

学生の場合、上記で登校停止措置を受けた期間は、登校停止通知書が発行され、各キャンパス事務部で手続きをすることにより、欠席扱いにはなりません。

なお、同居人に体調不良を認めたり、同居人が COVID-19 に罹患した場合や直近 2～3 日以内に会食等で濃厚に接触した人の感染が判明した場合は、学生・教職員本人の体調に問題がなければ、登校は可能です。

以上、前期を通して学修活動等が安全に継続できますように、ご協力をお願いします。